

訴訟派の事 情を聴取

水俣病法律問題研究会

水俣病法律問題研究会の森有度氏ら七弁護士が四日、水俣市で水俣病患者家庭互助会の訴訟派の事情聴取をした。午前九時ごろから七人で手分けして二十九世帯の調査に当たった。

同調査は訴訟のための基礎資料とするもので、調査内容は患者の病状、死亡時の状況、医療費など。

調査に当たった森弁護士は、

「これで大体の調査を終わった。あ

とは弁護士だけの検討になる。

一、二戸籍抄本がとれていない患者もあるが、今月中には提訴できると思う。また十八日には水俣市で医者、科学者、文化人などをめた「水俣病補償問題弁護団」を結成する」と語っている。

